

山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン

(運用編)

平成 28 年 7 月

山形県農林水産部

－ 目 次 －

1	技術資料（VE提案書）提出に関する留意事項	1
1-1	技術資料（VE提案書）の提出	1
1-2	技術資料（VE提案書）の評価	1
2	評価項目に関する運用及び留意事項	4
2-1	企業の能力	4
2-2	技術者の能力	8
2-3	地域貢献度	14
2-4	地域雇用促進型	16
3	様式	17
4	チェックシート	41

1 技術資料（VE提案書）提出に関する留意事項

1-1 技術資料（VE提案書）の提出

入札公告等で示された様式を作成し、必要な証明資料を添付の上、技術資料（VE提案書）として、入札参加資格の確認資料と合わせて提出する。

なお、様式は、施工実績等の記載する事項が無い場合であっても、「該当無し」と記載し全て提出する。

1-2 技術資料（VE提案書）の評価

技術資料（VE提案書）の評価は入札参加者の申請内容により評価する申請主義を基本とし、申請内容を超える評価はしない。ただし、様式及び添付資料はあるが不鮮明で読み取れない場合や誤字脱字がある場合などには、申請された資料等の事実確認のため、発注者が入札参加者へ問い合わせることがある。なお、事実確認を行うことで、申請内容を修正するものではない。

(1) 技術資料（VE提案書）の提出が無い者の取扱い

技術資料（VE提案書）を提出しない者又は指定された項目の記載をしないものは、当該入札の参加資格を失う。

(2) 技術資料（VE提案書）の内容に関する取扱い

- ① 標準型においては、VE提案の内容が適正と認められない場合は、標準案に基づいて施工することができる。
- ② 簡易I型においては、技術的所見の内容が不適切と判断された場合（入札公告で示された要求要件を満足していない等）は、当該入札の参加資格を失う。

(3) 実績等の評価に関する取扱い

- ① 企業の能力、技術者の能力の工事成績評定に関する評価において、照合する県資料と相違がある場合は、県資料の内容を再精査する。
- ② 入札参加者が記載した自己評価点は発注者が評価をする上で参考とするものであり、発注者は申請内容で評価を行うため、自己評価点と異なる場合がある。
- ③ 故意に入札参加者が有する実績を超える内容や架空の内容で記載をする場合などの「虚偽」の申請をした者は入札参加資格を失う。
- ④ 判断ミスや入力ミスで、入札公告で示された同種・類似工事等の条件と異なる内容で申請するなどの不作為による「錯誤」の記載の場合には、次表に示す判断基準で評価を行う。

(表) 錯誤の記載の評価判断基準

評価項目		申請内容で評価	県資料で評価 (修正評価)	最低点で評価(0点)
企業の能力・技術者の能力	施工実績・施工経験	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象とする期間外の施工実績の場合 ・評価対象とする発注機関以外の施工実績の場合 ・同種、類似工事の申請が要求条件と異なる場合 ・共同企業体で出資比率が条件に満たない場合 ・記載内容を証明する添付資料が無い場合（添付資料があっても記載内容を証明していない場合も含む）等
	工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は県資料と相違があるが、実績の平均評定点と同点の場合 ・申請内容は県資料と相違があり、実績より低い平均評定点となっている場合等 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は県資料と相違があり、実績より高い平均評定点となっている場合等 	
企業の能力	工事顕彰歴	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象とする期間外の顕彰例の場合 ・共同企業体で出資比率が条件に満たない場合
技術者の能力	継続教育(CPD)	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象とする期間外の単位取得の場合 ・評価対象となる団体以外の単位取得の場合 ・記載内容を証明する添付資料が無い場合（添付資料があっても記載内容を証明していない場合も含む）等
地域貢献度	地域貢献の実績	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象とする期間外の実績の場合 ・評価対象とする活動以外の実績の場合 ・記載内容を証明する添付資料が無い場合（添付資料があっても記載内容を証明していない場合も含む）等

(4) 配置予定技術者に対するヒアリング

技術資料（VE提案書）の評価にあたり、必要に応じて配置する予定の技術者に対して、ヒアリングを行うことができる。この場合、次の事項を対象とする。

- ・ 配置予定技術者の経歴、資格
- ・ 同種、類似工事の経験として挙げた工事の概要、留意した点、工夫した点
- ・ 当該工事の履行上の課題、特に配慮すべき事項、技術的所見 等

(5) 配置技術者の取り扱い

配置技術者の変更は原則として認めない。ただし契約後に配置技術者が長期病休、退職した場合等やむを得ない事情で発注者が認めた場合はこの限りではない。

(契約前)

入札時に申請した配置予定技術者を配置出来ない場合は、契約できない。

(契約後)

契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、新たな配置技術者について「配置技術者の能力」、「地域雇用促進型 [若手技術者配置]」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行う。

2 評価項目に関する運用及び留意事項

2-1 企業の能力

(1) 施工実績

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	—	1	2
	類似工事の実績あり	—	0.5	1
	実績なし	—	0	0

評価の視点：

企業が有する過去 15 年間に於ける同種・類似工事に関する元請として施工した実績を評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去 15 年間」とは、直前 15 ヶ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した工事を評価対象とする。
- (2) 国（独立行政法人、事業団を含む）、都道府県（企業局、公社を含む）、市町村（一部事務組合等、公社を含む）、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した工事を対象とする。
- (3) 「公益民間企業」とは、CORINS 登録の大分類で公益民間企業に分類された機関のうち、中分類における電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第 3 セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、PFI 事業者等をいい、その他は含まない。
- (4) 同種工事、類似工事については、入札公告で示された条件とする。
- (5) 共同企業体としての施工実績は、出資比率 20% 以上の構成員に限り評価対象とする。
- (6) 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の施工実績についても評価対象とする。
- (7) 共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

例：簡易Ⅱ型の場合（3者JVの場合）

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事顕彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	0	1	1	2
A	1	0	0	1
B	0	1	0	1

評価点の合計が最も高い代表者が、この共同企業体の評価対象者となり、施工実績の評価点は「0点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式簡易第 1 号の「1. 施工実績」に記載する。なお、施工実績が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 施工実績は、同種又は類似工事に該当する代表的な工事を 1 件記載すること。
- (3) 共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項（7）の評価対象者について記載すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し。
- (2) 様式簡易第 1 号の「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、下記の資料を組み合わせ提出すること。
 - ・ CORINS の写し。
 - ・ 工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
 - ・ 金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）。
 - ・ その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

(2) 工事成績評定

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去5年度における 工事成績評定の平均 点 ※1 ※2	78点以上	—	1	2
	75点以上、78点未満	—	0.5	1
	75点未満又は評定通知無し	—	0	0

評価の視点：

企業が有する過去5年度の工事成績評定点を評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去5年度」とは、直前5ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した山形県県土整備部（旧土木部を含む）及び農林水産部所管工事の全ての工事成績評定点を評価対象とする。
- (2) (1) に該当する工事成績評定点の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。
なお、(1) に該当する工事成績評定通知の対象となる工事実績が全く無かった者の評価点は「0点」とする。
- (3) 共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率20%以上の構成員に限り評価対象とする。
- (4) 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の工事成績評定についても評価対象とする。
- (5) 共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

例：簡易Ⅱ型の場合

構成員	施工実績 の評価点	工事成績評定 の評価点	工事顕彰歴 の評価点	評価点 の合計
代表者	1	0	1	2
A	1	0	0	1
B	0	1	0	1

評価点の合計が最も高い代表者が、この共同企業体の評価対象者となり、工事成績評定の評価点は「0点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式簡易第1号の「2. 工事成績」に記載する。なお、工事成績評定が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 過去5年度の全ての工事成績評定点を記載し、その平均点（小数点以下は切り捨て）を記載すること。
- (3) 共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項(5)の評価対象者について記載すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し。

※ 1 特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。

※ 2 平成27年5月1日以後に入札公告を行う工事については、山形県県土整備部（旧土木部を含む）及び農林水産部所管工事における工事成績評定点に加え、山形県におけるその他の部局（警察本部、企業局、病院事業局等）から受注して完成した工事の工事成績評定点も評価の対象とする。

平成28年5月1日以後に入札公告を行う工事は、直前5ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）のこれまでの成績評定点に直前2ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）の他の部局の成績評定点を加えた平均点（小数点以下は切り捨て）により評価を行う。

平成29年5月1日以後に入札公告を行う工事は、直前5ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）のこれまでの成績評定点に直前3ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）の他の部局の成績評定点を加えた平均点（小数点以下は切り捨て）により評価を行う。

平成30年5月1日以後に入札公告を行う工事は、直前5ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）のこれまでの成績評定点に直前4ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）の他の部局の成績評定点を加えた平均点（小数点以下は切り捨て）により評価を行う。

平成31年5月1日以後に入札公告を行う工事は、直前5ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）のこれまでの成績評定点に直前5ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）の他の部局の成績評定点を加えた平均点（小数点以下は切り捨て）により評価を行う。

- 3 地域雇用促進型を評価項目として設定した場合は、ガイドラインの（ ）内の配点とする。
- 4 農業農村整備事業の地域貢献活動については、（別紙1）を参照。
- 5 森林土木事業の地域貢献活動については、（別紙2）を参照。
- 6 地域雇用促進型は、「簡易型の評価項目に**地域雇用促進型**を組み込む場合の取扱い」（別紙3）を参照。

(3) 工事顕彰歴

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去2年度における山形県優良建設工事顕彰歴の有無	顕彰歴あり	—	1	1
	顕彰歴なし	—	0	0

評価の視点：

過去2年度の山形県優良建設工事顕彰歴の有無を評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去2年度」とは、直前2ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での元請としての山形県優良建設工事顕彰歴の有無を評価対象とする。
- (2) 顕彰回数は考慮しない。
- (3) 共同企業体としての顕彰歴は、出資比率20%以上の構成員に限り評価対象とする。
- (4) 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の顕彰歴についても評価対象とする。
- (5) 共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

例：簡易Ⅱ型の場合

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事顕彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	1	0	1	2
A	1	0	0	1
B	0	1	0	1

評価点の合計が最も高い代表者が、この共同企業体の評価対象者となり、工事顕彰歴の評価点は「1点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式簡易第1号の「3. 工事顕彰歴」に記載する。なお、顕彰歴が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 過去2年度の顕彰歴が複数ある場合でも1件のみ記載すること。
- (3) 共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項(5)の評価対象者について記載すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し。

2-2 技術者の能力

(1) 施工経験

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去 15 年間の主任 (監理) 技術者の施 工経験	同種工事の実績あり	—	1	2
	類似工事の実績あり	—	0.5	1
	実績なし	—	0	0

評価の視点：

配置予定の主任（監理）技術者が有する過去 15 年間における同種・類似工事に関する施工経験を評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去 15 年間」とは、直前 15 ヶ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した工事を評価対象とする。
- (2) 国（独立行政法人、事業団を含む）、都道府県（企業局、公社を含む）、市町村（一部事務組合等、公社を含む）、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した工事を対象とする。
- (3) 「公益民間企業」とは、CORINS 登録の大分類で公益民間企業に分類された機関のうち、中分類における電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第 3 セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、PFI 事業者等をいい、その他は含まない。
- (4) 配置予定の主任（監理）技術者は、入札参加資格、仕様書、建設業法等の要件を満たす者とする。
- (5) 施工経験は、元請けの「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したものに限る。
- (6) 同種工事、類似工事については、入札公告で示された条件とする。
- (7) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

例：簡易Ⅱ型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験 の評価点	工事成績評定 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点 の合計
①	1	1	1	3
②	1	1	0.5	2.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、施工経験の評価点は「1点」となる。

- (8) 共同企業体としての施工経験は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。
- (9) 共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事成績評定及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。なお、1つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

例：簡易Ⅱ型の場合（3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験 の評価点	工事成績評定 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点 の合計
代表者	①	0	2	1	3
	②	1	1	1	3
A	③	1	1	0.5	2.5
	④	1	0	0	1

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候

補者①が評価対象者となって、施工経験の評価点は「0点」となる。

- (10) 契約後に、配置技術者を変更できるのは、共通特記仕様書に示すとおり、病気、退職などやむを得ない事情に限られる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式簡易第2号の「1. 施工経験」に記載する。なお、施工経験が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 施工経験は、同種又は類似工事に該当する代表的な工事を1件記載すること。なお、施工経験は現在の勤務先での経験に限定しない。
- (3) 運用事項(7)により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- (4) 共同企業体の結成を要件とする場合において、運用事項(9)の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項(9)の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 様式簡易第2号の「法令による資格・免許」を証明する資料の写し。
- (2) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し。
- (3) 様式簡易第2号の「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、下記の資料を組み合わせ提出すること。
- ・ CORINS の写し。
 - ・ 工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
 - ・ 金抜き設計書(最終のもの)、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し(同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可)。
 - ・ 当該工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し。
 - ・ その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

(2) 工事成績評定

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去5年度における 工事成績評定点の平均点 ※1 ※2	78点以上	—	1	2
	75点以上、78点未満	—	0.5	1
	75点未満又は評定通知無し	—	0	0

評価の視点：

配置予定の主任（監理）技術者が有する過去5年度の工事成績評定点を評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去5年度」とは、直前5ヶ年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した山形県県土整備部（旧土木部を含む）及び農林水産部発注工事に、「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事した工事成績評定を評価対象とする。
- (2) (1) に該当する工事成績評定点の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。
なお、(1) に該当する工事成績評定通知の対象となる工事実績が全く無かった者の評価点は「0点」とする。
- (3) 同一工事の途中で技術者を変更した場合は、最終の技術者を評価対象とする。
- (4) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

例：簡易Ⅱ型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験 の評価点	工事成績評定 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点 の合計
①	1	1	1	3
②	0	1	0.5	1.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、工事成績評定の評価点は「1点」となる。

- (5) 共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。
- (6) 共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験及び工事成績評定に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。なお、1つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験及び工事成績評定に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

例：簡易Ⅱ型の場合（3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験 の評価点	工事成績評定 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点 の合計
代表者	①	0	1	1	2
A	②	1	1	1	3
	③	1	0	0	1
B	④	1	0	0	1

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、工事成績評定の評価点は「1点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式簡易第2号の「2. 工事成績」に記載する。なお、工事成績評定が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 過去5年度の全ての工事成績評定点を記載し、その平均点（小数点以下は切り捨て）を記載

すること。なお、工事成績は現在の勤務先での成績に限定しない。

(3) 運用事項(4)により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。

(4) 共同企業体の結成を要件とする場合において、運用事項(6)の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項(6)の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。

記載内容を証明する添付資料

(1) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し。

- ※ 1 特殊な工事等(特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等)については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。
- ※ 2 平成27年5月1日以後に入札公告を行う工事については、山形県県土整備部(旧土木部を含む)及び農林水産部所管工事における工事成績評定点に加え、山形県におけるその他の部局(警察本部、企業局、病院事業局等)から受注して完成した工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事した工事成績評定点も評価の対象とする。

平成28年5月1日以後に入札公告を行う工事は、直前5ヶ年度(当該工事の発注年度は含まない。)のこれまでの成績評定点に直前2ヶ年度(当該工事の発注年度は含まない。)の他の部局の成績評定点を加えた平均点(小数点以下は切り捨て)により評価を行う。

平成29年5月1日以後に入札公告を行う工事は、直前5ヶ年度(当該工事の発注年度は含まない。)のこれまでの成績評定点に直前3ヶ年度(当該工事の発注年度は含まない。)の他の部局の成績評定点を加えた平均点(小数点以下は切り捨て)により評価を行う。

平成30年5月1日以後に入札公告を行う工事は、直前5ヶ年度(当該工事の発注年度は含まない。)のこれまでの成績評定点に直前4ヶ年度(当該工事の発注年度は含まない。)の他の部局の成績評定点を加えた平均点(小数点以下は切り捨て)により評価を行う。

平成31年5月1日以後に入札公告を行う工事は、直前5ヶ年度(当該工事の発注年度は含まない。)のこれまでの成績評定点に直前5ヶ年度(当該工事の発注年度は含まない。)の他の部局の成績評定点を加えた平均点(小数点以下は切り捨て)により評価を行う。

- 3 地域雇用促進型を評価項目として設定した場合は、ガイドラインの()内の配点とする。
- 4 農業農村整備事業の地域貢献活動については、(別紙1)を参照。
- 5 森林土木事業の地域貢献活動については、(別紙2)を参照。
- 6 地域雇用促進型は、「簡易型の評価項目に**地域雇用促進型**を組み込む場合の取扱い」(別紙3)を参照。

(3) 継続教育(CPD)

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去2年度における継続教育(CPD)の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上	—	1	1
	各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1以上、当該相当する数未満	—	0.5	0.5
	各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1未満又は単位なし	—	0	0

評価の視点：

配置予定の主任（監理）技術者の過去2年度内における継続教育(CPD)の取り組みを評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去2年度内」とは、直前2ヶ年度内（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での継続教育(CPD)の単位取得状況を評価の対象とする。
- (2) 「建設系CPD協議会」又は「建築CPD運営会議」に加盟している団体が発行する単位の取得を証明する資料（証明書等）により評価する。
- (3) 各団体が推奨する単位数に相当する数を下表に示す。

継続教育(CPD)団体名	推奨する単位数に相当する数 (過去2年度の合計)	各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1 (過去2年度の合計)
(公社) 空気調和・衛生工学会	100ポイント/2年	50ポイント/2年
(一財) 建設業振興基金	24単位/2年	12単位/2年
(一社) 建設コンサルタンツ協会	100単位/2年	50単位/2年
(公社) 地盤工学会	100単位/2年	50単位/2年
(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	100単位/2年	50単位/2年
(一社) 森林・自然環境技術者教育会	40CPD時間/2年	20CPD時間/2年
(一社) 全国測量設計業協会連合会	40ポイント/2年	20ポイント/2年
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	40ユニット/2年	20ユニット/2年
土質・地質技術技術者生涯学習協議会	100単位/2年	50単位/2年
(公社) 土木学会	100単位/2年	50単位/2年
(一社) 日本環境アセスメント協会	100単位/2年	50単位/2年

継続教育(CPD)団体名	推奨単位程度 (過去2年度の合計)	推奨単位程度の1/2 (過去2年度の合計)
(公社) 日本技術士会	100CPD時間/2年	50CPD時間/2年
(公社) 日本建築士会連合会	24単位/2年	12単位/2年
(公社) 日本造園学会	100単位/2年	50単位/2年
(公社) 日本都市計画学会	100単位/2年	50単位/2年
(公社) 農業農村工学会	100単位/2年	50単位/2年
建築CPD運営会議	24単位/2年	12単位/2年
(公社) 日本建築家協会	24単位/2年	12単位/2年
測量系CPD協議会	40ポイント/2年	20ポイント/2年

- (4) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

例：簡易Ⅱ型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験 の評価点	工事成績評定 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点 の合計
①	1	1	1	3
②	1	1	0	2

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、継続教育(CPD)の評価点は「0点」となる。

(5) 共同企業体としての継続教育(CPD)は、出資比率20%以上の構成員に限り評価の対象とする。

(6) 共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事成績評定及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。なお、1つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

例：簡易Ⅱ型の場合（3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験 の評価点	工事成績評定 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点 の合計
代表者	①	0	1	1	2
A	②	1	1	1	3
	③	0.5	0.5	0	1
B	④	1	0	0	1

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、継続教育(CPD)の評価点は「1点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式簡易第2号の「3. 継続教育(CPD)」に記載する。なお、証明できる取得単位が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 評価対象となる証明書が複数ある場合は、その中から評価点が最も高い1件を記載すること。なお、継続教育(CPD)は現在の勤務先での取得に限定しない。
- (3) 運用事項(4)により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- (4) 共同企業体の結成を要件とする場合において、運用事項(6)の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項(6)の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 評価対象となる各継続教育(CPD)団体における単位取得状況を証明する資料(証明書等)の写し。

2-3 地域貢献度

2-3-1 地域貢献度（農業農村整備事業）

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
① 過去2年間における地域貢献活動の有無〔防災協定等活動実績を除く〕	工事施工箇所が含まれている地域での地域貢献活動の実績	2	2	2
	県内（工事施工箇所が含まれている地域を除く）での地域貢献活動の実績	1	1	1
	県内での活動実績等なし	0	0	0
② 過去2年間における地域貢献活動の有無〔国、県、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績〕	工事施工箇所が含まれている地域での地域貢献活動の実績	2	2	2
	県内（工事施工箇所が含まれている地域を除く）での地域貢献活動の実績	1.5	1.5	1.5
	県内での活動実績等なし	1	1	1
③ 過去2年間における地域貢献活動の有無〔防災活動実績（市町村、土地改良区との防災協定なし）〕	工事施工箇所が含まれている地域での地域貢献活動の実績	1	1	1
	県内（工事施工箇所が含まれている地域を除く）での地域貢献活動の実績	0.5	0.5	0.5
	県内での活動実績等なし	0	0	0
評価の視点： 過去2年間における企業の地域貢献活動の有無を評価する。				
評価に関する運用事項： (1) 「過去2年間」とは、直前2ヶ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内での地域貢献活動を評価対象とする。 (2) 「工事施工箇所が含まれている地域」とは、総合支庁本庁舎それぞれ所管する4つの地域（村山、最上、置賜、庄内）を単位とする。 (3) 「地域貢献活動」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような当該地域の自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組みの中で「社会資本の維持管理」や「防災」等に関連する企業としての活動をいう。なお、評価対象活動は以下の通りとし、複数ある場合は、その中から入札参加者が1件を選定して申請する。 (4) 農業農村整備事業の地域貢献活動「防災協定等活動実績」については、「国、県、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績」と「防災活動実績（市町村、土地改良区との防災協定なし）」は、複数ある場合は該当のある評価項目を入札参加者が申請する。（最大2点）				
技術資料作成時の留意事項： (1) 様式貢献第1号に記載する。なお、該当する活動等が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。 (2) 活動が複数ある場合は、その中から評価点が最も高い地域貢献活動を1件記載すること。				
記載内容を証明する添付資料 (1) 評価対象となる各事業について、地域貢献活動を証明する資料（証明書等）の写し。 （詳細は、ガイドライン（別紙1）を参照）				

2-3-2 地域貢献度（森林土木事業）

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
① 過去2年間における地域貢献活動の有無〔防災協定等活動実績を除く〕	工事施工箇所が含まれている地域での地域貢献活動の実績	2	2	2
	県内（工事施工箇所が含まれている地域を除く）での地域貢献活動の実績	1	1	1
	県内での活動実績等なし	0	0	0
② 過去2年間における地域貢献活動の有無〔国、県、市町村との防災協定・活動実績〕	工事施工箇所が含まれている地域での地域貢献活動の実績	2	2	2
	県内（工事施工箇所が含まれている地域を除く）での地域貢献活動の実績	1.5	1.5	1.5
	県内での活動実績等なし	1	1	1
③ 過去2年間における地域貢献活動の有無〔防災活動実績（市町村との防災協定なし）〕	工事施工箇所が含まれている地域での地域貢献活動の実績	1	1	1
	県内（工事施工箇所が含まれている地域を除く）での地域貢献活動の実績	0.5	0.5	0.5
	県内での活動実績等なし	0	0	0
評価の視点： 過去2年間における企業の地域貢献活動の有無を評価する。				
評価に関する運用事項： (1) 「過去2年間」とは、直前2ヶ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内での地域貢献活動を評価対象とする。 (2) 「工事施工箇所が含まれている地域」とは、総合支庁本庁舎それぞれ所管する4つの地域（村山、最上、置賜、庄内）を単位とする。 (3) 「地域貢献活動」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような当該地域の自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組みの中で「社会資本の維持管理」や「防災」等に関連する企業としての活動をいう。なお、評価対象活動は以下の通りとし、複数ある場合は、その中から入札参加者が1件を選定して申請する。 (4) 森林土木事業の地域貢献活動「防災協定等活動実績」については、「国、県、市町村との防災協定・活動実績」と「防災活動実績（国、県、市町村との防災協定なし）」は、複数ある場合は該当のある評価項目を入札参加者が申請する。（最大2点）				
技術資料作成時の留意事項： (1) 様式貢献第2号に記載する。なお、該当する活動等が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。 (2) 活動が複数ある場合は、その中から評価点が最も高い地域貢献活動を1件記載すること。				
記載内容を証明する添付資料 (1) 評価対象となる各事業について、地域貢献活動を証明する資料（証明書等）の写し。 （詳細は、ガイドライン（別紙2）を参照）				

2-4 地域雇用促進型

入札参加希望者は、様式地域雇用第1号の「1 農家雇用計画書（様式雇用第1号）」、「2 若手技術者配置計画書（様式若手第1号）」及び「3 該当なし」のいずれかを必ず選択し、記載する。

2-4-1 地域雇用促進型 [農家雇用計画]

評価項目	対象職種	評価基準	配点	評価点
①農家の雇用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通作業員 ・ 軽作業員 ・ 一般運転手 ・ 上記以外で技能又は免許等を有し専門性の高い職種での雇用が確実に見込める労務者 	$\frac{\text{計画農家雇用数(人・日)}}{\text{当該工事の総労務者数(人・日)}} \times 100 = \text{計画雇用割合(\%)}$	3.0	$3.0 \div 20 \times \text{計画雇用割合(\%)}$
		雇用計画書における計画農家雇用数が「0人・日」の場合		0.0 (失格しない)
計		(最大 3.0)		
評価の視点：				
農家雇用が見込める労務者が、現場配置した場合に評価する。				
評価に関する運用事項：				
(1) 総労務者数は、入札公告にあたり様式雇用第4号に示された総労務者数を記入する。なお、本計画書には、現場代理人及び主任・監理技術者に係る労務は含まない。 (2) 「計画農家人数」は農家の雇用が見込めるものについて、想定実人数を記載する。 (3) 評価点の算定は小数2位四捨五入1位止めとする。 (4) 「計画農家雇用数」は工事着手から後片付けまでの工事期間の計画雇用延べ人数を記載する。 (5) 県外居住農家、及び所定の範囲外からの農家雇用については、計画農家雇用数には含めない。 (6) 「雇用地域」については、作成時において想定される主たる市町村名を記入する。				
技術資料作成時の留意事項：				
(1) 農家雇用計画がある場合は、様式地域雇用第1号、様式雇用第1号の該当項目を記載する。				
記載内容を証明する添付資料				
(1) 落札者は施工計画書提出時において、農家雇用計画書の詳細内訳を記載した様式雇用第2号及び様式雇用第3号を提出しなければならない。				

2-4-2 地域雇用促進型 [若手技術者配置]

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
若手技術者の現場配置 ※1	若手技術者を現場代理人に配置した場合。	—	3	3
	若手技術者を主任（監理）技術者に配置した場合。	—	3	3
	若手技術者を現場代理人兼主任（監理）技術者に配置した場合。	—	3	3
	若手技術者を対象技術者に、配置しない場合。	—	0 (失格しない)	0 (失格しない)
計		(最大 3.0)		
評価の視点：				
若手技術者を対象技術者に、現場配置した場合に評価する。				

評価に関する運用事項：

- (1) 当該工事に、若手技術者を「現場代理人」、「主任（監理）技術者」又は「現場代理人兼主任（監理）技術者」に配置した場合に評価対象とする。
- (2) 配置予定の主任（監理）技術者は、入札参加資格、仕様書、建設業法等の要件を満たす者とする。なお、(1)に該当する若手技術者の現場配置が全く無かった者の評価点は「0点」とする。この場合の記載は、様式地域雇用第1号において、地域雇用促進型の項目選択は「3 該当なし」を選択し、評価点0点となる。
- (3) 同一工事の途中で技術者を変更した場合は、最終の技術者を評価対象とする。
- (4) 若手技術者を現場代理人、主任技術者、監理技術者の対象技術者に配置した場合は、1名につき対象技術者による評価点を加算し評価する。
- (5) 様式地域雇用第1号において、「2 若手技術者配置計画書（様式若手第1号）」を選択し、複数の候補者を申請する場合の評価については、契約締結時に配置予定の現場代理人、主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者の対象技術者に若手技術者を最低1名配置するものとし、評価点は3点とする。
- (6) 複数の候補者を申請する場合、現場代理人、配置予定の主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者の対象技術者に若手技術者をいずれも配置できない組合せがあるときは、地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号）において、「3 該当なし」を選択し、評価点0点とする。ただ、現場代理人、配置予定の主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者の対象技術者に、若手技術者を最低1名配置するときは、前記[(5)]のとおり。
- (7) 現場代理人に若手技術者を配置し、雇用契約書や健康保険証等の受注者との雇用関係及び年齢を証する資料の写しを提出しない場合は、最低点(0点)で評価する。
- (8) 複数の候補者を申請する場合は、契約締結時に現場代理人、主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者に若手技術者を必ず最低1名配置するものとして評価することから、「技術者の能力」の評価（施工経験、工事成績、継続教育(CPD)評定の合計）に、「若手技術者配置」の評価を含めての評価はしないものとする。（申請時、各技術者における「技術者の能力+若手技術者配置」の比較評価はしないで、「技術者の能力」と「若手技術者配置」は別々に評価するものとする。）
- (9) 共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とし、評価は上記のとおり。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 若手技術者の配置がある場合は、様式地域雇用第1号、様式若手第1号の該当項目を記載する。
- (2) 運用事項(4)により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に様式若手第1号を作成すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し。
- (2) 現場代理人に若手技術者を配置した場合は、雇用契約書や健康保険証等の受注者との雇用関係及び年齢を証する資料の写しを添付する。

- ※ 1 若手技術者を現場代理人、主任技術者、監理技術者の対象技術者に配置した場合は、1名につき対象技術者による評価点（3点）を加算し評価する。また、各対象技術者の評価点を加算した点は、最大3.0点の評価点とする。
- 2 地域雇用促進型は、ガイドライン「簡易型の評価項目に地域雇用促進型を組み込む場合の取扱い（別紙3）」を参照。

3 様式

総合評価落札方式の分類ごとの提出様式は、以下のとおりとする。

なお、指定された様式を提出しない者又は指定された項目の記載をしない者は、当該入札の参加資格を失う。但し、他課所管・他部局所管の類似様式による提出は、資料未提出による参加資格を失うこととはせず、VE審査委員会で内容を評価できるものとする。

様式番号	様式名又は内容	適用区分				類似様式	備考
		標準型	簡易I型	簡易II型	簡易II型(事後審査)		
様式標準第1号	VE提案書	○				※3 様式総合1	
様式簡易I第1号	技術資料		○			※3 様式総合簡I1	
様式簡易I第2号	施工計画		○			※3 様式総合簡I2	
様式簡易I第3号	品質管理		○			※3 様式総合簡I3	
様式簡易II第1号	技術資料			○	○	※3 様式総合簡II1	
様式簡易第1号	企業の能力		○	○	○	※3 様式総合2	
様式簡易第2号	技術者の能力		○	○	○	※3 様式総合3	
様式貢献第1号	地域貢献活動実績(農業農村整備事業)	△	○	○	○	※2 様式貢献第2号 ※3 様式総合4	
様式貢献第2号	地域貢献活動実績(森林土木事業)	△	○	○	○	※2 様式貢献第1号 ※3 様式総合4	
様式地域雇用第1号	地域雇用促進型の設定工事 項目の選択 (様式雇用第1号) 農家雇用計画書 (様式若手第1号) 若手技術者配置計画書		△	△	△		※1
様式雇用第2号	農家雇用実施計画書・履行確認書		△	△	△		※5
様式雇用第3号	工種別農家雇用実施計画書		△	△	△		※5
様式雇用第4号	地域雇用促進型に係る総労務者集計表						※4
様式雇用第5号	ペナルティ判定表						※4
(参考)別紙1	総合評価における施工上の技術的課題チェックシート						※4

但し、○は必須、△は設定された場合は提出する。

(注) 提出の際は、各様式の「(注)書き」を省略可とする。

- ※1 地域雇用促進型が設定された場合は、地域雇用促進型の設定工事 項目の選択(様式地域雇用第1号)並びに項目選択において「3 該当なし」以外は、農家雇用計画書(様式雇用第1号)または若手技術者配置計画書(様式若手第1号)を提出。
- ※2 他課所管の類似様式とは、「山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン」並びに「山形県農林水産部総合落札方式ガイドライン 運用編」における、「農業農村整備事業」においては「森林土木事業」、「森林土木事業」においては「農業農村整備事業」が該当。
- ※3 他部局所管の類似様式とは、「総合評価落札方式運用ガイドライン～本編～」並びに「総合評価落札方式運用ガイドライン～運用編～」(山形県県土整備部)が該当。
- ※4 発注者用の様式。
- ※5 施工計画書提出時に提出。

V E 提 案 書

平成 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

連絡者
氏名
電話番号

工事名： 工事

当工事のV E提案については以下の通りとします。本V E提案が適正と認められた場合には、これにより施工します。

なお、本V E提案が適正と認められなかった場合には、標準案に基づき施工します。

《なお、本V E提案が適正と認められなかった場合には、入札参加を辞退します。》

- 1 ○○○に関するV E提案の概要
(標準的な方法との相違点を簡潔に記述する。)
- 2 施工計画
 - ① 施工順序
 - ② 主要機械の配置計画
 - ③ 仮設備計画
 - ④ 安全対策
 - ⑤ 環境対策 (副産物対策を含む。)
 - ⑥ その他
- 3 所見
(標準的な方法と比較し、優れていると考えられる項目及び内容を記述すること。)
- 4 利用条件
(排他的権利に係わる事項などについて記述すること。)

(注) 1 《 》内は、V E提案が適正と認められなかった場合で、入札参加を辞退する場合に記述すること。

2 必要に応じて構造図、説明図表、技術的検討書等を添付・挿入すること。

3 資料の枚数は、A 4判で6枚以内とする。ただし、(注2)の添付資料を除く。

4 電子入札システムにより提出する場合は、代表者印の押印を必要としない。

技 術 資 料

平成 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

連絡者
氏 名
電話番号

工事名： 工事

当工事の技術資料について、以下の通り提出します。本技術資料が適正と認められた場合には、これにより施工します。

提出資料（別添）

1 施工計画（様式簡易 I 第 2 号）

入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。

2 品質管理（様式簡易 I 第 3 号）

入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。

3 企業の能力（様式簡易第 1 号）

4 技術者の能力（様式簡易第 2 号）

5 地域貢献活動実績（様式貢献第 1、2 号）

6 地域雇用促進型の設定工事 項目の選択（様式地域雇用第 1 号）並びに項目選択において「3 該当なし」以外は、農家雇用計画書（様式雇用第 1 号）または若手技術者配置計画書（様式若手第 1 号）を提出。

- (注) 1 1, 2については、評価項目に設定された場合に本様式に事項を記載の上、指定された様式を提出すること。なお、各項目が複数設定された場合はそれぞれ別葉にて提出すること。
- 2 3から5については、記載する事項が無い場合であっても、様式中に「該当無い」と記載し全て提出すること。
- 3 6については、地域雇用促進型が設定された場合は記載し提出すること。
- 4 電子入札システムにより提出する場合は、代表者印の押印を要しない。

施 工 計 画

	申請者名
評価項目	

- (注) 1 必要に応じ説明図表を添付すること (枚数はA 4 版で2枚以内)。
2 「評価項目」欄には、入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。
(例：○○について)
3 評価項目が複数設定された場合は、それぞれ別葉にて提出すること。

品 質 管 理

	申請者名
評価項目	

- (注) 1 必要に応じ説明図表を添付すること (枚数はA 4 版で2 枚以内)。
2 「評価項目」欄には、入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。
(例：〇〇の品質管理について)
3 評価項目が複数設定された場合は、それぞれ別葉にて提出すること。

1. 施工実績

		申請者名	
同種・類似工事の条件		(入札公告、入札説明書に示された条件を記載すること。)	
工 事 名 称 等	工事名称	工事 (CORINS 登録番号)	
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	受注形態		
工 事 概 要	(同種・類似工事の条件に合致する工事種別・工法・施工数量等を記載すること。)		
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)			
自己評価点 点			

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
 2 「同種・類似工事の条件」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m²以上、類似工事：路面切削工 A=○○○m²以上)
 3 「工事名称」欄は、工事名及び () 内にはCORINS登録番号を記載すること。
 4 「受注形態」欄は、「単体」もしくは「○○JV (出資比率○○%)」を記載すること。
 5 「工事概要」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m²、オーバーレイ工 A=○○○m²、区画線工 L=○,○○○m)
 6 記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
 (1) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し。
 (2) 「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、下記の資料を組み合わせ提出すること。
 ・CORINSの写し。
 ・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
 ・金抜き設計書 (最終のもの)、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似

工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）。

・その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

7 企業の能力の自己評価点を記載すること。

2. 工事成績評定

工 事 件 名	工 期	CORINS 登録番号	評定点	備考 (共同企業体・合併前の 企業名)
平 均 点 (小数点以下は切り捨て)			点	
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)				
自己評価点 点				

(注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

2 共同企業体としての工事成績評定である場合は、共同企業体名を備考欄に記載すること。

3 企業合併前の工事成績評定の場合は、合併前のそれぞれの企業名を備考欄に記載すること。

3. 工事顕彰歴

工 事 件 名	顕彰年月日
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)	
自己評価点 点	

(注) 1 対象となる顕彰は、山形県優良建設工事顕彰なので注意すること。

2 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

1. 施工経験

		申請者名	
配置予定技術者の従事役職・氏名			
法令による資格・免許			
施工経験の条件		(入札公告、入札説明書に示された条件を記載すること。)	
施工 経験 の 概 要	工事名称	工事 (CORINS 登録番号)	
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	所属会社名		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	受注形態		
	従事役職		
工事概要	(同種・類似工事の条件に合致する工事種別・工法・施工数量等を記載すること。)		
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)			
自己評価点		点	

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
 2 「配置予定技術者の従事役職・氏名」欄は、「主任技術者」又は「監理技術者」及び氏名を記載すること。
 3 「施工経験の条件」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m²以上、類似工事：路面切削工 A=○○○m²以上)
 4 「工事名称」欄は、工事名及び () 内には CORINS 登録番号を記載すること。
 5 「受注形態」欄は、「単体」又は「○○JV (出資比率○○%)」を記載すること。
 6 「従事役職」欄は、「主任技術者」、「監理技術者」又は「現場代理人」を記載すること。
 7 「工事概要」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m²、オーバーレイ工 A=○○○m²、区画線工 L=○,○○○m)
 8 記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
 (1) 「法令による資格・免許」を証明する資料の写し。
 (2) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し。
 (3) 「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、下記の資料を組み合わせ提出すること。
 ・CORINS の写し。

- ・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
 - ・金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）。
 - ・当該工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し。
 - ・その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料
- 9 技術者の能力の自己評価点を記載すること。

2. 工事成績評定

工 事 件 名	工 期	CORINS 登録番号	評定点	備考 (以前の勤務先名・以前の氏名)
平均点（小数点以下は切り捨て）			点	
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。） 自己評価点 点				

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
 2 以前の勤務先での工事成績評定の場合は、備考欄に当該勤務先を記載すること。
 3 氏名に変更があった場合は、担当したそれぞれの工事時点における氏名を備考欄に記載すること。

3. 継続教育(CPD)

継続教育(CPD)団体名	取得年度	取得単位数
	平成 年度	
	平成 年度	
過去2年度の合計		
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。） 自己評価点 点		

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
 2 記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
 (1) 評価対象となる各継続教育(CPD)団体における単位取得状況を証明する資料（証明書等）の写し

技 術 資 料

平成 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

連絡者
氏名
電話番号

工事名： 工事

当工事の技術資料について、以下のとおり提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提出資料（別添）

- 1 企業の能力（様式簡易第1号）
- 2 技術者の能力（様式簡易第2号）
- 3 地域貢献活動実績（様式貢献第1、2号）
- 4 地域雇用促進型の設定工事 項目の選択（様式地域雇用第1号）並びに項目選択において「3該当なし」以外は、農家雇用計画書（様式雇用第1号）または若手技術者配置計画書（様式若手第1号）を提出。

- (注) 1 1から3については、記載する事項が無い場合であっても、様式中に「該当無い」と記載し全て提出すること。
- 2 4については、地域雇用促進型が設定された場合は記載し提出すること。
 - 3 電子入札システムにより提出する場合は、代表者印の押印を要しない。

地域貢献活動実績

(農業農村整備事業の地域貢献活動)

会社名：

地域貢献活動		<p>過去2年間における下記の活動実績の中(1~3)はから代表的なものを1件記載する。(但し、3-1~3-2はどちらも記載することは可能。)</p> <p>1 企業として農地・水・環境保全向上活動または多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動の構成員となっていること。</p> <p>2 企業として農業参入していること。</p> <p>3 防災協定・活動実績</p> <p>3-1 国、県、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績を有すること。</p> <p>3-2 協定等を結ばないで、企業として市町村、土地改良区が行う農村地域の防災・災害活動実績を有すること。</p>
地域貢献活動内容	活動項目	上記1~3 (但し、3は3-1~3-2の該当あるもの。)の番号を記載
	協定年月日・協定先	上記3-1の場合
	活動場所	〇〇市町村〇〇地内
	活動団体名	活動している企業名又は団体名を記載
	活動年月日	平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日
	その他特記事項	
	活 動 内 容	
<p>(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)</p> <p>自己評価点 点</p>		

- (注) 1 「過去2年間」とは、直前2ヵ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいう。
2 評価対象活動の内容は次ページのとおりとする。
3 地域貢献活動実績の自己評価点を記載すること

(1) 企業として農地・水・環境保全活動または多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動の構成員となっていること。

「農地・水保全管理支払交付金実施要綱」(平成24年4月6日付け23農振第2342号制定)に基づき山形県農地・水・環境保全向上対策事業、または「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日付け25農振第2354号)に基づき山形県多面的機能支払交付金の共同活動を実施する活動組織において、企業として構成員となっていること。なお、証明資料として、規約(構成員一覧表)等の写しを提出するものとする。

(2) 企業として農業参入していること。

① 農業参入は次のとおりとする。

ア 農業生産物とは、農産物一般、林産物、畜産物、花卉とする。

イ 農業生産物は、栽培や飼育管理をしているものに限り、加工のみは対象外とする。

また、林産物は、「山菜」、「きのこ」とし、栽培しているものに限る。

ウ 農業参入の規模として、農地を使用する場合は、「経営耕地面積が30a以上」農地法第3条の許可書の写しを添付する。農地を使用しないものは、「農産物販売金額年間50万円以上」出荷証明書を添付する。

② 企業として農業を営んでいる実績は次のとおりとする。

ア 建設会社の経営分野に農業を追加しているものは、当該建設会社の定款の写しを添付すること。

イ 建設会社を母体として農業分野の新会社を設立したものは、新会社の商業登録簿謄本(全部事業証明書)の写しを添付する。なお、商業登録簿謄本は、過去1年以内に発行されたものとする。(新会社を設立した主体となっている建設会社であること)

ウ 社長や役員が農地を企業が使用する場合は、個人と企業間の借地契約書及び農地法第3条の許可書の写しを添付する。

エ 農業生産法人として農地を取得または借り受けしている場合は、農業生産法人と建設会社の関係を証明できる資料を添付する。(建設会社として農業生産法人の経営に参画していること、及び出資状況等)(経営に参画し主体となっている建設会社であること)

オ 農産物等の販売が自社使用にかかわらず評価対象とする。但し、自社使用の場合は、品目、使用量、販売額に相当する金額が客観的に証明できる資料を添付する。

(3) 県との防災協定、活動実績を有するもの。

「山形県農林水産部所管の農地地すべり防止区域及び県管理農業用水利施設等に対する緊急応急工事に関する協定」(平成22年4月1日協定)に基づき山形県知事と協定締結、災害発生時における地すべり防止施設及び県管理農業用水利施設等の緊急応急工事等の実績を有する企業。

防災協定の締結状況、緊急応急工事等の実績とは次に示すものをいう。

① 山形県知事と締結した協定書の写し

② 出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。

③ 出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。

④ 出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。

なお、実績を証明する資料として当該総合支庁が発行する証明書を提出する。

(4) 国(局、事業所等)、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績を有するもの。

「国、市町村、土地改良区との防災協定」とは、国、市町村、土地改良区と、企業が構成する団体とが締結している農業用水利施設等に関する協定や覚書とし、企業が個別に、国、

市町村、土地改良区と締結した協定については評価の対象外とする。

- ① 国（局、事業所等）、市町村、土地改良区と締結した協定書の写し
- ② 出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
- ③ 出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
- ④ 出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。

なお、実績を証明する資料として当該する国、市町村又は土地改良区との契約書（請書）の写し又は実績の証明書（指示書、依頼書等）を提出する。

(5) 過去2年間における活動実績（市町村、土地改良区との防災協定なし）を有するもの。

企業として市町村、土地改良区が行う農村地域の防災・災害活動の実績を有するもの。

農村地域防災活動とは、市町村または土地改良区管内の土地改良施設等を対象とし、市町村または土地改良区が行う農村地域の防災・災害活動に、企業として寄与する活動。

(5)-1 活動となる緊急応急工事等

- ① 出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
- ② 出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
- ③ 出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。

(5)-2 緊急応急工事等とは、以下の対象工種とする。

- ① 溢水の恐れのある水路の天端に土のうを設置
- ② 農地の埋塞、水路等の閉塞した土砂の撤去
- ③ ため池決壊の恐れのある堤体の開削
- ④ 災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置
- ⑤ 破裂したパイプラインの応急復旧工事
- ⑥ 崩壊・崩落した頭首工、農道、水路等の応急復旧工事 等
但し、見回りのみ、災害復旧本工事、維持管理活動は除く。

(5)-3 活動の証明資料

実績を証明する資料として、当該市町村又は土地改良区との契約書（請書）の写し又は実績の証明書（指示書、依頼書等）を提出する。

地域貢献活動実績
(森林土木事業の地域貢献活動)

会社名: _____

地域貢献活動	<p>過去2年間における下記の活動実績の中(1~2)から代表的なものを1件記載する。(但し、2-1~2-2はどちらも記載することは可能。)</p> <p>1 地域貢献活動(1項目以上対象)</p> <p>過去2年間に実施した活動(所属団体等が実施した活動については、入札参加企業が参加した活動に限る。)のうち、最大の評価点である活動1件を記載する。</p> <p>1-1 ボランティアによる森づくり活動(企業等が森づくりに参加して行う活動)</p> <p>1-2 企業等が自ら行う森づくり活動</p> <p>1-3 所有地の提供等の森づくり活動フィールドの提供</p> <p>1-4 学校や地域住民を対象とした森林環境教育活動</p> <p>1-5 「山形県山地防災ヘルパー」の活動</p> <p>2 防災協定・活動実績</p> <p>2-1 国、県、市町村との防災協定・活動実績を有すること。</p> <p>2-2 協定等を結ばないで実施した、森林地域の防災・災害活動実績を有すること。</p>
--------	--

(注)「過去2年間」とは、直前2ヵ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいう。

地域貢献活動の内容

(1) 活動項目 (※すべての入札参加企業が記入する)

活動項目	(※上記のいずれかに該当する場合は、該当する1-1~1-5及び2-1~2-2の番号を、上記のいずれにも該当しない場合は、「該当なし」と記入する)
------	--

(2) 活動内容 (※活動項目1-1~1-5に該当する場合記入する)

活動の名称	
活動地域または場所(路線名)	
活動年月日または期間	平成 年 月 日 (~平成 年 月 日)
活動内容	

(3) 契約または協定等の内容 (※活動項目1-2~1-4に該当する場合記入する)

契約または協定等の名称	
契約または協定等を締結した者の所属・役職名・氏名	
契約または協定等締結年月日	平成 年 月 日

(4) 認定を受けた者の所属企業名及び役職氏名等 (活動項目1-5に該当する場合記入する)

企業の名称及び所属部署等	役職名	氏名	備考

(5) 企業としての防災協定・活動実績（活動項目2に該当する場合記入する）

協定年月日・協定先	上記2-1の場合
活動場所	〇〇市町村〇〇地内
活動団体名	活動している企業名又は団体名を記載
活動年月日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
その他特記事項	
活 動 内 容	

（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）

自己評価点 点

(6) 添付資料 別添のとおり

(注) 1 ※1 登録年度または協定等を締結した年度は問わないが、活動した期間において有効な登録または協定等による活動に限る。

2 活動項目1-1～2-2に係る添付資料は次のとおりとする。

地域貢献活動	添 付 資 料	備考
ボランティアによる森づくり活動（企業等が森づくりに参加して行う活動）	1 行政が主催、共催、後援したことが確認できる文書等の写し 2 開催要領等、活動概要が記載された資料等の写し 3 主催団体等が発行した参加証明書または参加者名簿等（入札参加企業の名称及び入札参加企業から活動に従事した者の職氏名が記載されたものに限る。）、主催団体が証明を付したものの写し	
企業等が自ら行う森づくり活動		
社有地の提供等の森づくり活動フィールドの提供	1 契約書または協定書等（募金奉仕組織等による緑の募金活動については委嘱状等）の写し 2 活動内容が記載された報告書または資料等（募金奉仕組織等による緑の募金活動については「支援実績報告書」）の写し	
学校や地域住民を対象とした森林環境教育活動		
山形県山地防災ヘルパー	1 山形県山地防災ヘルパーの登録証の写し 2 山形県山地防災ヘルパーに登録された者が入札参加企業に所属している（いた）ことを証明する入札参加企業の証明が付された名簿等 3 活動記録等（報告書または日誌等、総合支庁森林整備課職員が記名押印したのものに限る。）の写し	
企業として国、県、市町村との防災協定・活動実績	1 国、県、市町村と締結した協定書の写し 2 実績を証明する資料として、契約書（請書）の写し又は実績の証明書（指示書、依頼書等）	
協定を結ばないで実施した、森林地域の防災・災害活動実績	1 実績を証明する資料として、契約書（請書）の写し又は実績の証明書（指示書、依頼書等）	

- 3 県との防災協定、活動実績を有するもの。
「山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に対する緊急応急工事に関する協定」
(平成 27 年〇月〇日協定)に基づき山形県知事と協定を締結し、災害発生時における治山施設等及び県管理林道施設等の緊急応急工事等の実績を有する企業。
協定締結状況、緊急応急工事等の実績とは次に示すものをいう。
- ① 山形県知事と締結した協定書の写し
 - ② 県の出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
 - ③ 県の出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
 - ④ 県の出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。
- なお、実績を証明する資料として当該総合支庁が発行する証明書を提出する。
- 4 国、市町村との防災協定、活動実績を有するもの。
「国、市町村との防災協定」とは、国、市町村と、企業が構成する団体とが締結している治山施設等に関する協定や覚書とし、企業が個別に、国、市町村と締結した協定については評価の対象外とする。
協定締結状況、災害発生時における実績とは次に示すものをいう。
- ① 国、市町村と締結した協定書の写し
 - ② 出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
 - ③ 出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
 - ④ 出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。
- なお、実績を証明する資料として当該国、市町村が発行する証明書を提出する。
- 5 企業として森林地域の防災・災害活動実績を有するもの。
災害発生時における緊急応急工事等とは次に示すものをいう。
- ① 県の出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
 - ② 県の出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
 - ③ 県の出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。
- なお、実績を証明する資料として当該総合支庁、国、市町村が発行する証明書を提出する。
- 6 地域貢献活動実績の自己評価点を記載すること。
- 7 提出にあたっては、(注)書きを省略すること。

様式地域雇用第1号

地域雇用促進型の設定工事 項目の選択

工 事 名	平成〇〇年度〇〇〇地区〇〇〇〇事業第〇工区工事
会 社 名	〇〇〇建設株式会社
地域雇用促進型の 項目選択	1 農家雇用計画書（様式雇用第1号） 2 若手技術者配置計画書（様式若手第1号） 3 該当なし ※ 上記1～3の番号をいずれか選択し、○を記載する。
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）	
自己評価点	点

(様式雇用第1号)

総合評価落札方式簡易Ⅰ型・簡易Ⅱ型における農家雇用計画書

労務者雇用期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日を予定		
区 分	農家の雇用計画	単位	備 考
①総労務者数		人・日	
②計画農家人数		人	
③計画農家雇用数		人・日	
④計画雇用割合(%)		%	③/①×100
⑤雇用地域	〇〇市・〇〇町		
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）			
自己評価点	点		

(様式若手第1号)

総合評価落札方式簡易Ⅰ型・簡易Ⅱ型における若手技術者配置計画書

若手技術者名			
生年月日	年 月 日	年 齢	歳
入社年月日	年 月 日	在籍年数	年 ヵ月
配置予定技術者 (該当番号に○を記載すること。)	1 現場代理人	(評価) 点	
	2 主任(監理)技術者	(評価) 点	
	3 現場代理人兼主任(監理)技術者	(評価) 点	
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、農林水産部総合評価落札方式ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）			
自己評価点	点		

様式地域雇用第1号 地域雇用促進型の設定工事 項目の選択

- 注) 1. 地域雇用促進型の項目選択が「農家雇用計画書(様式雇用第1号)」を選択した場合は、農家雇用計画書において「計画農家雇用数が0人・日」を越えていること。「計画農家雇用数が0人・日」の場合は、地域雇用促進型の項目選択は「3 該当なし」となる。
2. 「若手技術者配置計画書(様式若手第1号)」を選択した場合は、契約締結時に配置予定の現場代理人、主任(監理)技術者、現場代理人兼主任(監理)技術者の対象技術者に若手技術者を最低1名必ず配置するものとし、評価点は3点とする。
3. 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができるが、対象技術者に若手技術者をいずれも配置できない組合せがあるときは、地域雇用促進型の項目選択は、「3 該当なし」を選択し、評価点0点とする。
4. 雇用計画書における「計画農家雇用数が0人・日」の場合または「若手技術者配置計画書」の若手技術者配置がないとき、どちらも、地域雇用促進型の項目選択は、「3 該当なし」を選択し、評価点0点とする。(入札参加資格は失わないものとする。)

(様式雇用第1号) 農家雇用計画書

- 注) 1. 総労務者数は、入札公告にあたり「地域雇用促進型に係る総労務者集計表」(様式雇用第4号)に示された総労務者数を記入する。なお、本計画書には、現場代理人及び主任・監理技術者に係る労務は含まない。
2. 「計画農家人数」は農家の雇用が見込めるものについて、想定実人数を記載する。
3. 「計画農家雇用数」は工事着手から後片付けまでの工事期間の計画雇用延べ人数を記載する。
4. 県外居住農家、及び所定の範囲外からの農家雇用については、計画農家雇用数には含まない。
5. 計画雇用割合は「%」とし、小数二位四捨五入一位止めとする。
6. 「雇用地域」については、作成時において想定される主たる市町村名を記入する。
7. 落札者は施工計画書提出時において、農家雇用計画書の詳細内訳を記載した「農家雇用実施計画書・履行確認書」(様式雇用第2号)及び「工種別農家雇用実施計画書」(様式雇用第3号)を提出しなければならない。
8. 農家雇用計画の自己評価点を記載すること。

(様式若手第1号) 若手技術者配置計画書

- 注) 1. 若手技術者は、本工事の入札参加資格確認申請期限現在40歳未満であること。
2. 当該企業との雇用関係が入札参加資格確認申請期限現在3カ月以上であること。
3. 若手技術者を「現場代理人」、「主任(監理)技術者」又は「現場代理人兼主任(監理)技術者」の対象技術者に配置した場合は、1名につき対象技術者による評価点を加算し評価する。但し、主任技術者と監理技術者の加算は評価しない。また、若手技術者の候補者を申請する場合は、「(様式若手第1号)若手技術者配置計画書」に候補者のすべてを提出すること。
4. 「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」(様式地域雇用第1号)において、「2 若

手技術者配置計画書（様式若手第1号）」を選択し、複数の候補者を申請する場合の評価については、契約締結時に配置予定の現場代理人、主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者の対象技術者に若手技術者を最低1名配置するものとし、評価点は3点とする。

5. 複数の候補者を申請する場合、現場代理人、配置予定の主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者の対象技術者に若手技術者をいずれも配置できない組合せがあるときは、地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号）において、「3 該当なし」を選択し、評価点0点とする。
6. 現場代理人に若手技術者を配置した場合は、雇用契約書や健康保険証等の請負者との雇用関係及び年齢を証する資料の写しを添付すること。なお、提出しない場合は最低点（0点）で評価する。
7. 若手技術者として複数の候補者を対象技術者に配置予定とする場合は、「（様式若手第1号）若手技術者配置計画書」に候補者のすべてを提出すること。配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。
8. 複数の候補者を申請する場合は、契約締結時に現場代理人、主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者に若手技術者を必ず最低1名配置するものとして評価することから、「技術者の能力」の評価（施工経験、工事成績、継続教育（CPD）評定の合計）に、「若手技術者配置」の評価を含めての評価はしないものとする。（申請時、各技術者における「技術者の能力＋若手技術者配置」の比較評価はしないで、「技術者の能力」と「若手技術者配置」は別々に評価するものとする。）
9. 若手技術者配置計画の自己評価点を記載すること。

農家雇用実施計画書・履行確認書

工事名：平成〇〇年度〇〇〇地区〇〇〇〇事業第〇工区工事

工期：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

上段：()は請負者の計画雇用値、**下段：総括監督員履行確認値**

会社名：〇〇〇建設株式会社

氏名(年齢)	住 所	従事職種	計 画 農 家 雇 用 数 及 び 履 行 確 認						合 計
			〇〇月分	〇〇月分	〇〇月分	〇〇月分	〇〇月分	〇〇月分	
山田太郎(55)	山形市松波 5-8-1	一般運転手	(2.0) 2.0	(3.0)	(3.0)	(3.0)	(2.0)	()	(13.0)
松波良雄(60)	山形市桜田 9-2-5	普通作業員	(4.0) 3.0	(4.0)	(4.0)	(4.0)	(3.0)	()	(19.0)
松波良子(45)	山形市山田 1-2-3	普通作業員	(3.0) 4.0	(3.0)	(4.0)	(3.0)	(2.0)	()	(15.0)
山形和夫(40)	山形市松原 165-60	軽作業員	(3.0) 2.0	(3.0)	(3.0)	(3.0)	(3.0)	()	(15.0)
①計画農家雇用数			(12.0) 11.0	(13.0)	(14.0)	(13.0)	(10.0)	()	(62.0)
②総労務者数									250
(計画雇用割合) 確認雇用割合 ①/② * 100 (%)									(24.8)

総括監督員の確認欄	松波 和夫	/ ~ / まで / ㊟	
		〇月〇日〇〇により確認	

- 注) 1. 本計画書は、施工計画書提出時速やかに総括監督職員あて提出する。
2. ①計画農家雇用数、②総労務者数及び(計画雇用割合)の合計欄には、入札公告時に提出した農家雇用計画書(様式雇用第1号)の③計画農家雇用数(人・日)②総労務者数及び④計画雇用割合を転記する。
3. 表中、上段()書きは①計画農家雇用数(人・日)の具体的な実施計画を記入する。また、下段は総括監督員が履行確認時に使用する欄として空欄で提出する。
4. 総括監督員は履行確認を行った場合、その確認期間、期間毎の雇用者数、確認月日、確認資料等について下段に手書きで記入し、確認印を押印すること。
記載する数値は確認期間における当該工事での就労時間を合計し、それを8で除した値(小数二位四捨五入一位止め)とする。なお、1日の労働時間に関係なく1日の就労として扱われている場合(遅出や早めの退場等)は1人・日とする。

工種別農家雇用実施計画書

工事名：平成〇〇年度〇〇〇地区〇〇〇〇事業第〇工区工事

工期：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

会社名：〇〇〇建設株式会社

工 種	工種細目	当初（契約後）		設計変更後（最終）		差引き増減		事業量減に伴う 農家雇用減少分	備 考
		工事数量	計画農家雇用数	工事数量	実績農家雇用数	工事数量	差引雇用人数		
土 工	流用土盛土	370 m ³	8人・日	450 m ³	10人・日	80 m ³	2人・日		
開渠土工	埋め戻し・盛土	340 m ³	9人・日	340 m ³	9人・日	0 m ³	0人・日		
開渠工	U型水路敷設	629 m	26人・日	629 m	26人・日	0 m	0人・日		
	水路蓋板設置工	416 枚	12人・日	0 枚	0人・日	-416 枚	-12人・日	12人・日	
擁壁工	ブロック積み工	274 m ²	3人・日	274 m ²	3人・日	0 m ²	0人・日		
仮設工	砂利舗設工	720 m ²	4人・日	720 m ²	4人・日	0 m ²	0人・日		
合 計			62人・日		52人・日		-10人・日	12人・日	

- 注) 1. 本計画書は、施工計画書提出時に「農家雇用実施計画書・履行確認書」（様式雇用第2号）と一緒に総括監督員あて提出する。
2. 当初（契約後）の欄は、請負者が「農家雇用実施計画書・履行確認書」（様式雇用第2号）に記載した「計画農家雇用数人・日」を工種ごとに配分して記入するものとし、合計の欄は「農家の雇用実施計画書・履行確認書」（様式雇用第2号）の①計画農家雇用数（人・日）の合計欄の数値と一致させるものとする。
3. 設計変更後の欄は、請負者が設計変更後の事業量に対して実際に雇用した実績農家雇用数を記入する。

工事名：平成〇〇年度〇〇地区〇〇事業第〇工区工事

地域雇用促進型に係る総労務者集計表

1. この総労務者数に基づいて雇用計画書（様式雇用第1号）を作成して下さい。
なお、数値は単位止め（人／日）とします。
2. この労務者集計表には市場単価及び共通仮設費に係る労務者数は含まれておりません。

様式雇用第5号

ペナルティ判定表

工事名：平成〇〇年度〇〇〇地区〇〇〇〇事業第〇工区工事

工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

請負者名：〇〇建設株式会社

ペナルティ判定表

区 分	当 初	変 更 後 (実 績)	備 考
①総労務者数	250 人・日	250 人・日	発注者が示した数値
②農家雇用数	62 人・日	52 人・日	当初は、雇用計画書及び雇用実施計画書に示した数値。変更後は履行確認後の数値。
③事業量減に伴う農家雇用減少分		12 人・日	工種別雇用実施計画書（様式雇用第3号）により算定した数値。
④雇用割合の算定に用いる農家雇用数	62 人・日	64 人・日	④=②+③
⑤雇用割合 (%)	24.8 %	25.6 %	⑤=④/①*100 (小数2位四捨五入1位止)
⑥評価点(X)	2.5 点	2.6 点	$X = 3.0 / 20 * ④ / ① * 100$ 小数2位四捨五入1位止)
⑦判 定		OK	実績の評価点が当初を下回らない。

4 チェックシート

総合評価落札方式の分類は、チェックシート（ ）により行うことを原則とし、選択して理由を明確にするため、チェックシートは設計図書に添付する。

